株　主　各　位

第97回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告

■会社の新株予約権等に関する事項 …… 1頁
■取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを
確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制 … 3頁
■業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 …… 6頁
■会社の支配に関する基本的な考え方 …… 8頁

連結計算書類

■連結株主資本等変動計算書 …… 9頁
■連結注記表 …… 10頁

計算書類

■株主資本等変動計算書 …… 15頁
■個別注記表 …… 17頁

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

愛知時計電機株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aichitokei.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

1．当事業年度の末日に当社取締役が保有している新株予約権等の状況

割当の対象者	名称	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取　締　役 （社外取締役は除く）	第１回 新株予約権	１株につき１円	2011年８月20日から 2031年８月19日まで	25個	３名
取　締　役 （社外取締役は除く）	第２回 新株予約権	１株につき１円	2012年８月10日から 2032年８月９日まで	26個	３名
取　締　役 （社外取締役は除く）	第３回 新株予約権	１株につき１円	2013年８月21日から 2033年８月20日まで	48個	４名
取　締　役 （社外取締役は除く）	第４回 新株予約権	１株につき１円	2014年８月13日から 2034年８月12日まで	45個	４名
取　締　役 （社外取締役は除く）	第５回 新株予約権	１株につき１円	2015年８月19日から 2035年８月18日まで	41個	５名
取　締　役 （社外取締役は除く）	第６回 新株予約権	１株につき１円	2016年８月18日から 2036年８月17日まで	57個	５名
取　締　役 （社外取締役は除く）	第７回 新株予約権	１株につき１円	2017年８月18日から 2037年８月17日まで	70個	７名
取　締　役 （社外取締役は除く）	第８回 新株予約権	１株につき１円	2018年７月19日から 2038年７月18日まで	66個	７名
取　締　役 （社外取締役は除く）	第９回 新株予約権	１株につき１円	2019年７月20日から 2039年７月19日まで	74個	８名

（注）　当社は、役員報酬制度改定の一環として役員報酬体系の見直しを行い、2011年５月９日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を2011年６月29日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。以降、取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠として、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を除く。）については年額30百万円以内、監査役（非常勤監査役を除く。）については年額５百万円以内として、取締役及び監査役に付与することをご承認いただいております。

2．その他新株予約権等に関する重要な事項

2011年６月29日開催の第88回定時株主総会において、新株予約権を株式報酬型ストック・オプションとして取締役８名及び監査役２名に対し、下記のとおり付与することを決議しております。なお、当該新株予約権は、従来の取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、その代替としてご承認いただいたものであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

取締役に対しては当社普通株式19,000株を、監査役（非常勤監査役を除く。）に対しては当社普通株式3,000株を、各事業年度に係わる定時株主総会開催日から１年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

(2) 新株予約権の総数

取締役に対して190個、監査役（非常勤監査役を除く。）に対して30個を、各事業年度に係わる定時株主総会開催日から１年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。当該各新株予約権１個当たりの目的である株式数は100株とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から20年間とする。

（注）１．上記に基づき、2019年６月25日開催の取締役会において、以下の事項を決議いたしました。

(1) 新株予約権の数

74個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式7,400株

(3) 新株予約権の割当日

2019年７月19日

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2019年７月20日から2039年７月19日まで

(5) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した１株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、割当を受ける者が当社に対して有する報酬債権をもって相殺するため、払込金額の払込みを要しない。

２．2016年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施しており、「新株予約権の目的である株式の数」は調整されております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「信頼・創造・奉仕」の企業理念のもとで、事業を健全かつ持続的に発展させるために、内部統制の整備・運用が経営上の重要課題であると考え、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法の規定に従い、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を定めております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社グループの全ての役員及び従業員が「企業行動憲章」に定めた行動規範により、市民社会の一員として行動します。
(2) 社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループのコンプライアンス活動を推進します。
(3) 当社グループの「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、定期的な教育・研修によりコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
(4) グループ各社も対象とする「倫理ヘルプライン規程」に基づき、通報者の保護を徹底した内部通報窓口を設置し、法令遵守及び企業倫理に関する情報の早期把握・解決を図ります。また、内部通報者に不利益が生じないことを確保します。
(5) 内部監査室が、コンプライアンスを含む内部統制の整備・運用状況を監査します。
(6) 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、本項に準じて業務の適正を確保する体制とします。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役会、経営会議その他の重要な会議の記録、稟議書等の決裁記録など、取締役の職務の執行に係る情報を、「機密文書等管理規程」に則り記録・保存・管理します。
(2) 取締役及び監査役は、監督、監査のために、必要に応じ、上記の情報を閲覧できるものとします。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
(1) 社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」に基づき、当社グループに係るリスクを総合的に識別、評価します。
(2) 重要なリスクについて計画的に対策を実施し、「リスク管理委員会」で進捗状況を管理します。
(3) 経営に重大な影響を及ぼす危機が発生し、または発生する恐れが生じた場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、迅速な有事対応を図ります。
(4) 内部監査室が、全社のリスク管理の状況を監査します。

(5) 上記(1)～(4)のリスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、当社グループ全体の業務の適正化を図ります。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会を原則月一回開催し、経営上の重要な意思決定かつ業務執行の監督・監視を行い、その決定に基づく業務執行は執行役員（兼務取締役含む。）が、分担業務を責任及び権限をもって執行します。
(2) 各業務執行ラインは、「中期経営計画」及び「年次計画・年次予算」に基づき、目標設定を行い、目標達成のために活動します。また、執行状況を執行会議等で把握し、適切な管理を行います。
(3) 「職務権限規程」、「業務分掌規程」、社内各委員会関連規程等により、職責及び組織の役割、機能、権限を明確にし、適切な役割分担と連携により職務を遂行します。
(4) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ経営を適正かつ効率的に運営します。

5．当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 関連事業室を子会社及び関連会社管理の担当部門とし、「グループ会社管理規程」に基づき、親子会社間の公正な取引を担保する体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制等について、企業グループ一体のものとして整備・運用します。
(2) 子会社の経営の重要な事項に関しては、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の承認または当社への報告を求め、業務の適正性を確認します。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) 取締役を委員長とする「内部統制評価委員会」を設置し、「内部統制評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び是正を行います。
(2) 委員長は、評価経過及び評価結果を、適時、経営会議に報告します。

7．監査役の補助使用人に関する事項
監査役の職務を補助する部署として、監査役会の下に「監査役室」を設置し、監査役スタッフを配置します。

8．監査役の補助使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項
(1) 監査役補助業務の独立性を確保するため、監査役スタッフの人事異動、人事考課、並びに懲戒について、取締役は事前に常勤監査役と協議するものとします。

(2) 業務執行に係わる担当者が「監査役室」を兼務する場合、もしくは内部監査部門、内部統制部門の担当者が監査役の指示により補助業務を行う場合にあっては、業務執行系列の指揮命令権は、当該監査役補助業務には及ばないものとします。

9．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び部門長は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び従業員の法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。

(2) 内部監査室の監査報告、内部通報制度における通報事項について、都度、監査役に報告するものとします。

(3) 取締役及び部門長は、経営会議、執行会議等の主要会議において、または業務報告等の主要報告書により、監査役に対し当社及びその子会社の経営上及び執行上の重要事項を報告するものとします。

(4) 当社は、内部通報制度の利用を含む監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役と監査役との意思疎通を図るため、意見交換、情報交換を適時に実施します。

(2) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携を図ることができる環境を確保・整備します。

(3) 監査役が職務の遂行において生ずる費用の請求をするときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとします。

11．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で対応する旨を定め、反社会的勢力との関係排除に向け、当社グループ全体で企業倫理の浸透に取り組みます。また、関係機関等からの情報収集に努め、近隣警察、顧問弁護士等と緊密に連携し、適切に対処し反社会的勢力の排除に取り組みます。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

１．コンプライアンス体制

当社では「コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度では４回開催しました。

当該委員会では、コンプライアンスに関する教育研修計画、社内意識調査（アンケート）を策定し、従業員のコンプライアンス意識向上、社内のコンプライアンス活動推進に努めております。

さらに全従業員が「コンプライアンス規程」に従い、自主的に行動できるように「コンプライアンス・マニュアル」を制定しており、各部門長、各職場推進者を通して周知徹底を図っております。

一方、グループ会社を含む、社内、社外の通報窓口による内部通報制度を構築しており、早期に問題事案の対応を図るよう、努めております。

２．内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインから独立した内部監査室を設置しております。

内部監査室は、本社、支店・営業所、子会社・関連会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、必要に応じて不備是正のための指示を行うとともに、監査結果を代表取締役社長ほか経営陣、監査役に報告しております。

当事業年度においては２支店、５営業所、子会社１社、１拠点工場を往査しました。

また、内部監査室は、監査役及び会計監査人と常に連絡、調整し、監査の効率的な実施に努めております。

３．リスク管理体制

当社は、当社及びグループ会社が被る損失又は不利益を最小限とするために、「リスク管理委員会」、「防災委員会」を中心とするリスク管理体制を確立しております。

平常時におけるリスク管理として、「リスク管理委員会」は、当社グループの業務執行に関する各種リスクについて、情報収集、分析及び評価を行っております。当事業年度においては４回開催し、大規模地震対策、長時間労働の抑制対策、工場建物の耐震化、ＢＣＰの見直しのほか、ニューアプローチ指令への対応を検討いたしました。

一方、「防災委員会」は、災害備蓄品確保、実地訓練、教育・啓発活動の実施により、災害時のリスク軽減、リスク発生の防止を推進することとしております。当事業年度においては、本社工場にて地元消防署と合同の火災訓練を、また、当社国内事業所を対象にした安否確認システムの訓練及び本社工場・岡崎工場にて避難訓練を実施いたしました。

４．効率的職務執行体制
　当社の取締役会は、社外取締役２名を含む取締役10名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席しております。「取締役会規則」の定めに従い、原則として毎月１回の定時取締役会を開催し、業績の状況確認及び対策の協議、検討を行うなど、機動的に対応しております。当事業年度においては、取締役会を10回開催いたしました。

５．子会社管理体制
　当社が定める「グループ会社管理規程」に基づき、子会社に必要とされる承認事項については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社において十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

６．財務報告に係る内部統制
　当社は、「内部統制評価規程」に基づき、「内部統制評価委員会」を開催しており、当事業年度中に４回開催いたしました。同委員会は、財務報告の信頼性を確保する体制の整備と運用状況について、厳格な評価を実施しております。
　内部監査室は、内部監査計画に基づき、通常の業務監査、財務報告に係る内部統制評価を実施しております。

７．監査役監査の実効性確保体制
　監査役は、取締役会、経営会議､執行会議、「コンプライアンス委員会」等の重要会議に出席し、また、稟議書等の決裁書類や業務報告等の閲覧により、業務執行の意思決定の状況や内部統制の状況を確認しております。
　また、監査役は、当社事業所及びグループ会社への往査や、代表取締役、社外取締役、内部監査室その他の執行部門との情報交換、意見交換により監査の実効性向上を図っております。
　さらに、内部監査結果、内部通報の内容についても都度、監査役に報告される体制となっております。
　監査役スタッフとしては、「監査役室」に兼務者１名を配置するほか、管理本部等の執行部門が監査役の要請に応じて調査、報告を行っております。

会社の支配に関する基本的な考え方

現在のところ、当社株式の大量買付に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組みを、あらかじめ定めてはおりません。

ただし、株主各位から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、有事対応の初動マニュアルを作成するほか、株式の大量取得を企図する者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。

買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして、買収行為を巡る法制度や関係当局の判断・見解、世間の動向等を注視しながら、今後も継続して検討を行ってまいります。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位　百万円）

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,218	311	23,134	△ 41	26,623
当期変動額					
剰余金の配当			△ 615		△ 615
親会社株主に帰属する当期純利益			2,354		2,354
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 10		27	16
利益剰余金から資本剰余金への振替		10	△ 10		-
連結範囲の変動			100		100
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,828	27	1,855
当期末残高	3,218	311	24,962	△ 14	28,478

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,460	36	△ 998	2,498	121	29,243
当期変動額						
剰余金の配当						△ 615
親会社株主に帰属する当期純利益						2,354
自己株式の取得						△ 0
自己株式の処分						16
利益剰余金から資本剰余金への振替						-
連結範囲の変動						100
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 553	△ 103	△ 130	△ 786	5	△ 780
当期変動額合計	△ 553	△ 103	△ 130	△ 786	5	1,074
当期末残高	2,907	△ 66	△ 1,129	1,712	127	30,318

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 … ５社

連結子会社の名称 … ㈱アイセイテック、アイチ梱包運輸㈱
大連愛知時計科技有限公司、アイチ木曽岬精工㈱
愛知時計電機ベトナム有限会社

なお、ガーベラ精工ベトナム有限会社は、当連結会計年度において清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 … １社

非連結子会社の名称…アイテックス㈱

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（アイテックス㈱）及び関連会社（台湾愛知儀錶科技股份有限公司）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連愛知時計科技有限公司及び愛知時計電機ベトナム有限会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの … 連結決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

②たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）

定　率　法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

金利スワップについて特例処理を行っております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　21,156 百万円

連結損益計算書に関する注記

売上原価には、たな卸資産残高の収益性の低下に伴う簿価切下げによる評価減が416百万円含まれております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式	普通株式	5,140	-	-	5,140
自己株式	普通株式	10	0	7	3

(注) 1．自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2．自己株式の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日定時株主総会	普通株式	359	70	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月1日取締役会	普通株式	256	50	2019年9月30日	2019年11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額　　359百万円
② 1株当たりの配当額　　70円
③ 基準日　　2020年 3 月31日
④ 効力発生日　　2020年 6 月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3．当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式　　48,900株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金や安全性の高い債券等に限定し、資金調達については信頼性の高い銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する当社内規に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理は内部規定に基づき経理部内の各担当において相互牽制と、チェック・監査を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(※１)	時価(※１)	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	11,071	11,071	-
(2) 受取手形及び売掛金	13,556	13,556	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	7,625	7,625	-
(4) 支払手形及び買掛金	(3,570)	(3,570)	-
(5) 電子記録債務	(3,077)	(3,077)	-
(6) 短期借入金	(298)	(298)	-
(7) 未払法人税等	(441)	(441)	-
(8) 長期借入金 (※２)	(5,461)	(5,422)	(38)
(9) デリバティブ取引	-	-	-

(※１) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(※２) １年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)電子記録債務、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(9)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行なった場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

２．非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額60百万円）及び非上場株式（その他有価証券　連結貸借対照表計上額529百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	5,878円 00銭
２．１株当たり当期純利益	458円 68銭

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位　百万円）

残高及び変動事由	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,218	306	-	306	585	18	403	-	15,786	4,696	21,488
当期変動額											
特別償却準備金の取崩						△ 9				9	-
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 30			30	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立								2		△ 2	-
別途積立金の積立									1,600	△ 1,600	-
剰余金の配当										△ 615	△ 615
当期純利益										1,942	1,942
自己株式の取得											
自己株式の処分			△ 10	△ 10							
利益剰余金から資本剰余金への振替			10	10						△ 10	△ 10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 9	△ 30	2	1,600	△ 247	1,315
当期末残高	3,218	306	-	306	585	8	373	2	17,386	4,448	22,804

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△ 41	24,972	3,460	3,460	121	28,554
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		-				-
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		△ 615				△ 615
当期純利益		1,942				1,942
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
自己株式の処分	27	16				16
利益剰余金から資本剰余金への振替		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 553	△ 553	5	△ 547
当期変動額合計	27	1,342	△ 553	△ 553	5	795
当期末残高	△ 14	26,314	2,907	2,907	127	29,349

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

定　率　法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～18年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
(1) ヘッジ会計の方法
金利スワップについて特例処理を行っております。
(2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

前事業年度において区分掲記しておりました「投資その他の資産」の「従業員に対する長期貸付金」（当事業年度２百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	19,375百万円
2．関係会社に対する短期金銭債権	925百万円
関係会社に対する短期金銭債務（貸借対照表に区分表示したものを除く）	533百万円
3．取締役に対する長期金銭債務	14百万円

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業取引	
売上高	936百万円
売上原価	3,699百万円
販売費及び一般管理費	887百万円
営業取引以外の取引	70百万円

2．売上原価には、たな卸資産残高の収益性の低下に伴う簿価切下げによる評価減が416百万円含まれております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,767株

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産	
退職給付引当金	2,155百万円
その他	1,555百万円
繰延税金資産小計	3,710百万円
評価性引当額	△ 204百万円
繰延税金資産合計	3,505百万円
2．繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,255百万円
退職給付信託	△ 651百万円
その他	△ 762百万円
繰延税金負債合計	△ 2,668百万円
繰延税金資産の純額	836百万円

１株当たり情報に関する注記

1．１株当たり純資産額	5,689円 46銭
2．１株当たり当期純利益	378円 40銭

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。